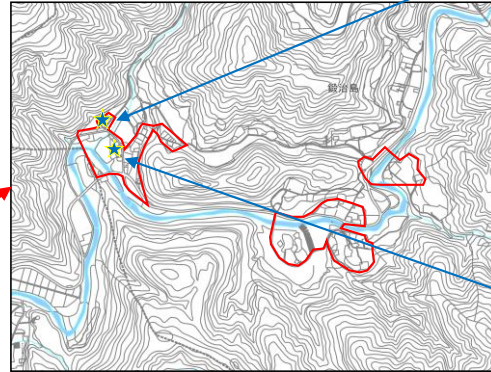
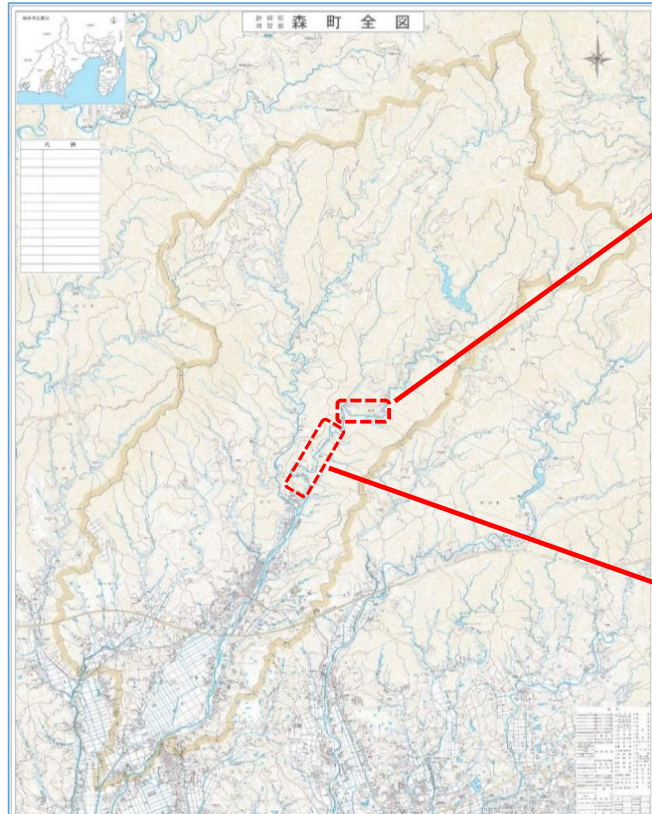


森町特定居住促進計画

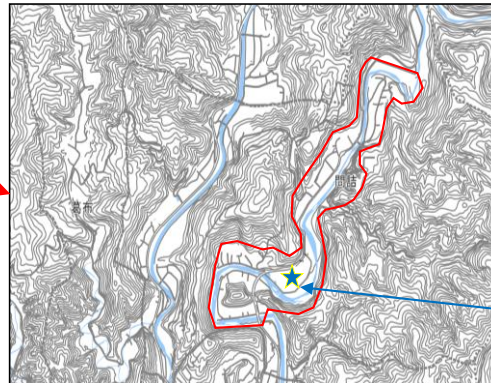
令和 8 年 3 月 25 日 策定

自治体名	静岡県森町	計画期間	令和 7 年度～令和 11 年度
1. 特定居住促進区域 ①森地区			
	<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> — 特定居住促進区域 ■ まちなか居住促進区域 	 <p>★国指定重要無形文化財 「天宮神社 十二段舞楽」</p>	
<p>新東名高速道路 「森掛川インターチェンジ」</p>		 <p>No. 4 お試し居住住宅「天宮」</p>	 <p>★三島神社 秋の風物詩 「森の祭り」</p>
		 <p>No. 1 コワーキングスペース & シェアキッチン 「pieces」</p>	

1. 特定居住促進区域 ②問詰・鍛冶島地区（都市計画区域外）



No. 2 お試し居住住宅
「鍛冶島」

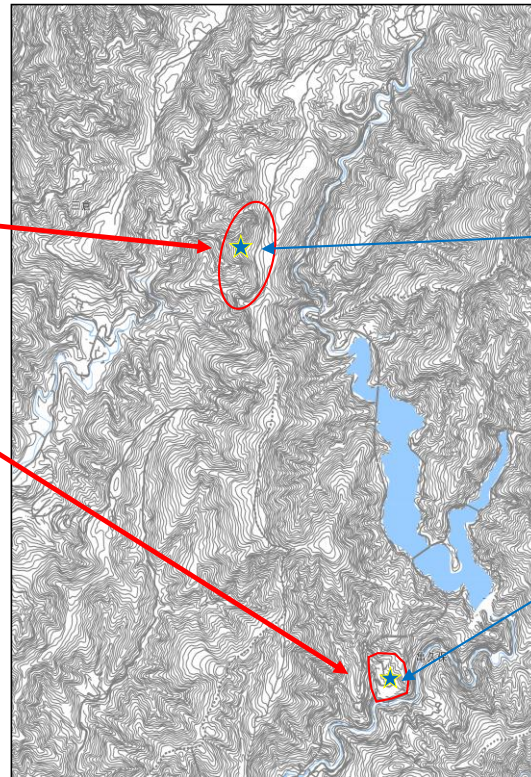
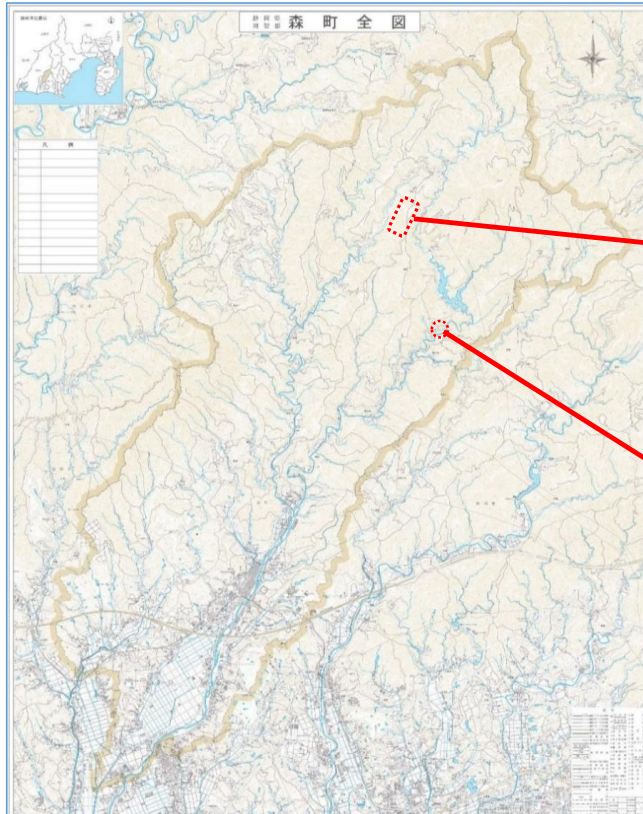


No. 3 コミュニティスペース
「たまどん」



No. 5 森町体験の里 「アクティ森」

1. 特定居住促進区域 ②亀久保・大河内地区（都市計画区域外）



No.6 「ミリオンペタルバイクパーク」



国指定重要文化財「友田家住宅」

2. 特定居住の促進に関する基本的な方針

(1) 基本方針

森町は、緑豊かな自然に恵まれ、神社仏閣などの伝統文化に育まれた中山間地域の町として、地域への愛着・誇り（シビックプライド）が高い住民が多く、その地域資源と潜在的価値を最大限に活かし、多様なライフスタイルを受け入れる「二地域居住地（選ばれる暮らしの場）」形成を目指します。

町民の高いシビックプライドを基盤に、農業・自然・文化の魅力を未来につなぎ、先進的なマルチハビテーション（多拠点居住）を実現することで、知己の活力を創出します。

また、多地域就学の受け入れを軸に、親子の滞在を促進するとともに、空き家流通と利活用を強化し、滞在から移住への移行を支援します。そのために、地域住民、教育委員会、外部パートナーとの連携で、段階的な制度化と定常化を図ります。

① 具体的方針

◆ 地域資源を活かした魅力創出

- ・ 中山間地域の自然・農業・文化を活かした「アウトドアアクティビティ」「農泊」「山村留学」「伝統文化体験」などを展開し、暮らす・働く・学ぶ・遊ぶ、が一体となった暮らしの提供

◆ 世代を超えた多様なライフスタイルの実現

- ・ テレワーク、ワーケーション等に対応できるお試し居住施設の整備
- ・ 「保育園留学」「デュアルスクール」「高校留学」など子育て世代の幅広いニーズに対応

◆ お試し居住から二地域居住につなげる仕組みづくり

- ・ お試し居住施設の充実と利便性向上、地域住民との交流や地域コミュニティへの参加支援
- ・ 空き家・空き地バンクの活用や就業サポートの拡充

◆ 町全体で支える受入体制の確立

- ・ 地域住民と二地域居住者の「共に暮らす」意識の醸成
- ・ 民間企業、教育機関等と連携した支援体制の構築
- ・ 二地域居住に積極的な町としてのブランド形成と情報発信

■ 将来像

「マルチハビテーションが当たり前の社会」に対応した「選ばれる町・森町」へ都市部等多地域の生活と森町の暮らしを両立できる新しいライフスタイルの拠点として、安心して行き来できる「心のふるさと」になることを目指します。

② 二地域居住者に期待する役割

◇ 地域の活性化と交流促進

- ・ 二地域居住者が都市部と地域を行き来することで、地域外からの新しい視点や情報をもたらすとともに、地域内外との交流が促進されることで地域活性化に寄与する。

◇ 持続可能な地域経済の推進

- ・ 農泊やアウトドアアクティビティを通じ、地域資源を活用した観光や農業振興への貢献と特産品や体験プログラムの販路拡大と新たなビジネス創出への協力者としての役割。

◇伝統文化の継承と発信

- ・伝統文化体験や里山留学等を通じて、地域の伝統文化を次代へ伝える役割を果たす。また、地域の伝統文化を国内外へ発信することで地域のブランド価値の向上へとつなげる。

◇地域コミュニティの担い手

- ・地域住民と協力し、地域課題の解決やイベント運営など地域づくりに積極に関わり、地域コミュニティの結びつきの強化し、地域の担い手となる。また、保育園留学やデュアルスクール、高校留学を通じて、地域の教育機関との交流が生まれ、地域の子どもたちとの相互刺激や多様性の促進に繋がる。

◇環境保全と持続可能な生活の推進

- ・町の豊かな自然環境を大切にし、環境に配慮した暮らしや活動を推進することで持続可能な地域づくりに貢献する。

◇関係人口の拡大と地域の魅力発信

- ・二地域居住者がSNS等で地域の暮らしや体験を発信することで、都市部の人々へ情報発信と更なる関係人口の拡大が図られる。

(2)目標

- ・コワーキングスペースの利用者：年間30人
- ・シェアキッチンを利用した交流イベント：年間20回
- ・お試し居住施設「鍛冶島」：年間稼働日数 延べ300日
- ・お試し居住施設「天宮」：年間稼働日数 延べ200日
- ・デュアルスクール受け入れ：年間5組以上

3. 特定居住拠点施設の整備に関する事項

(1) 特定居住拠点施設

No	拠点施設の区分	名称（施設の内容）	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1	事務所	pieces（コワーキングスペース）	森町森305	近隣商業地域	整備済	(一社)エムアリアベ-ション	令和5年7月～令和6年3月
2	宿泊施設	鍛冶島（お試し居住住宅）	森町鍛冶島27-2	都市計画区域外	整備済	(一社)エムアリアベ-ション	令和6年2月～4月
3	交流施設	たまどん（コミュニティスペース）	森町鍛冶島3-1	都市計画区域外	整備済	任意団体 「てんぼうの里」	令和5年11月～12月
4	宿泊施設	天宮（お試し居住住宅）	森町天宮1204	第一種中層住居専用地域	改築 用途変更なし	(一社)エムアリアベ-ション	令和7年7月～10月

(2) 用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

- ・ 用途（施設の種類）

- ・ エリア

- ・ 市街地環境の悪化を防止するための措置

(3) 公的賃貸住宅等整備事業に関する事項

4. 特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項

(1)関連施設

No	施設の用途・名称		所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
5	レジャー施設	森町体験の里「アクティ森」	森町問詰 1 1 1 5 - 1	都市計画区域外	整備済	森町	
6	アクティビティ体験	ミリオンベタルバイクパーク	森町三倉 2 1 6 7 - 1	都市計画区域外	整備済	ミリオンベタル 合同会社	

(2)用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

- ・ 用途（施設の種類）

摘要なし

- ・ エリア

摘要なし

- ・ 市街地環境の悪化を防止するための措置

摘要なし

5. 施設の整備に関する事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項

- 移住及び二地域居住希望者への相談窓口開設、移住フェア等のイベントへの出展による情報提供
- 希望の二地域居住スタイルに合わせた「お試し居住体験プログラム」の企画開催
- 二地域居住希望者と地域が交流できる拠点整備及び、地域の生活価値を体験できるイベントやツアーの開催
- 二地域居住者向け住宅の購入や改修に係る費用の補助
- 保育園の余剰定員枠を活用した保育園留学、区域外就学制度や体験入学制度を活用した園児、児童生徒の受入と3年間の高校留学制度の創設
- 二地域居住促進事業のため、「住まい」「なりわい」「コミュニティ」を提供する特定居住支援法人を指定する。
- 二地域居住希望者へのアンケート調査、インタビュー、モニタリングの実施

◇ 令和7年度 二地域居住先導的プロジェクト実装事業（計画へ反映するための二地域居住調査・検討事業）

- 【目標】
- ・「マルチハビテーション（多拠点居住）が当たり前の社会」に対応し、「選ばれる町・森町」の実現を目指す。
 - ・森町の自然（森・里・町）の魅力を活かし、都市部のファミリー層を対象に「親子教育環境」を構築。
 - ・都市と地方の継続的な交流を促進し、双方の地域の良さを再認識しあうことで、相互補完的な関係とシビックプライドを醸成。
 - ・森町を「心のふるさと」としての地位に確立。

【取組内容】

- 令和7年度
- ・調査、検討を通じた基盤づくり
 - ・二地域居住ビジョンの策定と計画への反映
 - ・行政とコンソーシアムが中長期的に取り組むための体制づくり
 - ・親子教育プログラムのプロトタイピング
 - ・空き家活用などハード面での環境整備〈検討〉
- 令和8年度
- ・親子教育プログラムの定期開催
 - ・空き家活用などハード面での環境整備〈場の構築、施設構築〉
 - ・デュアルスクール受け入れマニュアルの整備
- 令和9年度
- ・親子教育プログラム通年受入へ順次移行
 - ・多地域就学受け入れマッチングイベント出展、プロモーション、問い合わせ窓口の外部化
- 令和10年度
- ・空き家利活用などハード面での環境整備〈新施設による運営〉

【将来的なビジョン】

- ・「親子教育環境」の地域実装と行政サービスへの統合
- ・事業の財源的自立を目指したビジネスモデルの確立
- ・二地域居住推進地区としての森町の確立

6. 施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤施設整備事業との連携に関する事項

摘要なし

※都道府県が社会資本総合整備計画（広域的地域活性化基盤整備計画）により拠点施設関連基盤施設整備事業を実施する場合に記載。

計画の名称、計画の期間、交付対象、連携都道府県

7. その他

(1)都道府県知事への意見聴取：令和8年2月27日

(2)特定居住促進区域内の住民の意見を反映するために必要な措置に関する事項

対象区域の自治会代表者との意見交換会・アンケート調査等、今後実施予定

(3)都市計画との調和に関する事項

摘要なし